

平成31年度答申第3号
平成31年4月25日

諮問番号 平成30年度諮問第92号（平成31年3月14日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給を申請（以下「本件申請」という。）したのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、

厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において該当すべき要件を掲げており、これらの要件のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について職業訓練受講手当を支給する旨規定する。

上記要件のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、平成30年4月11日、認定職業訓練を開始した。当該審査請求人の認定職業訓練は、P社（以下「本件訓練実施施設」という。）において実施されるB科なる訓練（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から同年7月10日までであった。
- （求職者支援訓練応募相談票（兼求職者支援制度確認票）、職業訓練受講給付金支給状況（支給記録））
- (2) 平成30年6月14日、本件訓練の受講開始時刻は午前9時であったが、審査請求人は、同日、受講開始時刻に遅刻し午前9時15分から受講した。
- （欠席届・遅刻・早退・欠課届）
- (3) 審査請求人は、平成30年7月13日、処分庁に対し、同年6月11日から同年7月10日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について、本件申請を行ったところ、処分庁は、本件申請に係る給付金を支給しないことを決定し、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」との理由を付して本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金支給状況（支給記

録)、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、本件不支給決定を不服として、平成30年8月20日付け審査請求書により、審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、平成31年3月14日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、平成30年6月14日、本件訓練実施施設に行くためにいつもどおりの時刻にバス停に行ったが、腹痛により近くのコンビニエンスストアでトイレを借り、バス停に戻ったが、バスの発車時刻には間に合わなかった。その際、審査請求人は、下痢であったことから病院に行こうかと迷ったが、講義の遅れに伴う学習の遅れを懸念し次のバスに乗車した。そのため、本件訓練の受講開始時刻から15分ほど遅刻したが、そのような事由による遅刻は、やむを得ない理由によるものである。

また、遅刻をしたのは一度だけであり、時刻も15分ほどの遅刻であること、下痢というものは病院に行くこともできるが必ず病院に行くものではないとの認識があること、病院に行けば正当な事由で病院に行かなければ正当な事由ではないというのは納得がいくものではないこと等から、本件不支給決定は厳しすぎる決定である。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領(平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。)に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042(2)へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」「天災その他やむを得ない理由のため(水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等)。」等が示されている。

- 2 審査請求人は、平成30年6月14日、当日に受講すべき認定職業訓練等の1時限目開始時刻に遅刻しているが、遅刻があった場合には、同年4月10日に処分庁から説明された「求職者支援訓練受講に当たっての注意事項」で審査請求人も確認しているとおおり、「やむを得ない理由」がある場合を除き、その支給単位期間の給付金は不支給となる。
- 3 審査請求人からは、体調不良でトイレに行き、そのためバスに乗り遅れ職業訓練の受講に遅刻したことは、やむを得ない理由であると申出があったが、やむを得ない理由の判断については、求職者支援要領11035ニにより「欠席がある場合、当該欠席がやむを得ない理由による欠席かどうかの判断は要領11034ニの証明書類（11042ト）により行う」と示されている。

しかし、審査請求人からは体調不良による遅刻であることを客観的に証明する証明書類の提出がないため、やむを得ない理由による遅刻との判断はできない。
- 4 処分庁は、以上の理由により原処分（本件不支給決定）を行ったものであり、同処分は法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、同処分を維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について
前記第1の2記載のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（求職者支援規則11条1項5号本文）。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであり、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然の前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日についてプログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨

であると解される。

審査請求人は、平成30年6月14日に実施された訓練について、実施時刻のうち午前9時から午前9時15分までは遅刻により受講していないことから、同日の訓練の受講開始から終了まで受講したとはいえない。したがって、審査請求人は、本件支給単位期間に係る本件訓練の全ての実施日に訓練を受講したとは認められない。

また、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

上記「やむを得ない理由」とは、社会通念上、欠席として扱うことが不合理であると考えられる事由が存在することと解され、特定求職者の疾病等も「やむを得ない理由」となり得るが、およそあらゆる体調不良が本人の申立てのみをもって「やむを得ない理由」となり得るのではなく、訓練を受講せず療養をするのが相当で、出席を要求するのが酷であると考えられる疾病等であることが確認できるものであることを要するというべきである。

厚生労働省は、上記「やむを得ない理由」につき、通達により求職者支援要領を定めており、同要領は「やむを得ない理由」に当たるものを列挙しているところ、これらは社会通念上、欠席として扱うことが不合理であると考えられるものを例示したものと考えられる。したがって、ここに掲げられた「当該特定求職者本人の疾病又は負傷」も、訓練を受講せず療養をするのが相当で、出席を要求するのが酷であると考えられる疾病又は負傷であると解され、かかる疾病又は負傷であることを確認するために医師の診断書等の証明書類の提出を特定求職者に求めているのであって、これら求職者支援要領の定めは、上記求職者支援規則の「やむを得ない理由」の趣旨に照らし、不合理な点はない。

本件における審査請求人の遅刻は、審査請求人の申立てによると、職業訓練に向かう途中で腹痛を覚え、トイレに行ったために乗車予定のバスに乗れなかったこととされるが、「やむを得ない理由」に当たる疾病による遅刻と認めるためには、訓練を受講せず療養をするのが相当で、出席を要求するのが酷であると考えられる疾病の存在が医師の診断書等によって確認されることが必要であって、本件の場合には証明書類等も提出されていないから、「やむを得ない理由」の存在を確認することはできないものである。

したがって、審査庁の判断は妥当である。

3 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえ、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史